

商標法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）

改正案		現行	
別表（第一条関係）			
第一類～第十三類（略）	第一類～第十三類（略）	第一類～第十三類（略）	第一類～第十三類（略）
第十四類 貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計	第十四類 貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計	第十四類 貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計	第十四類 貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計
第十五類～第三十四類（略）	第十五類～第三十四類（略）	第十五類～第三十四類（略）	第十五類～第三十四類（略）
第三十五類 広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供	第三十五類 広告、事業の管理又は運営及び事務処理	第三十五類 広告、事業の管理又は運営及び事務処理	第三十五類 広告、事業の管理又は運営及び事務処理
第三十六類～第四十一類（略）	第三十六類～第四十一類（略）	第三十六類～第四十一類（略）	第三十六類～第四十一類（略）
第四十二類 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発	第四十二類 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務	第四十二類 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務	第四十二類 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
第四十三類・第四十四類（略）	第四十三類・第四十四類（略）	第四十三類・第四十四類（略）	第四十三類・第四十四類（略）
第四十五類 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び法律事務	第四十五類 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び警備	第四十五類 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び警備	第四十五類 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び警備